

北海道どさんこプラザテスト販売制度のよくある質問一覧

申込商品の要件について

- Q1. 「道産品」とは？
- Q2. 「工芸品」とは？
- Q3. 自社の道外工場で製造した商品は販売できますか？
- Q4. 道外に製造委託している道産原料 100%の商品は販売できますか？
- Q5. 一次産品は販売できますか？
- Q6. インターネットショップで販売している商品は申込できますか？
- Q7. 過去にどさんこプラザの定番商品として販売していた商品を、他の店舗のテスト販売に申込みできますか？
- Q8. 過去にテスト販売に申し込んで販売した商品を、再度テスト販売商品として申込みできますか？
- Q9. JAN コードがない商品は販売できませんか？
- Q10. 1回につき何品目まで申込みできますか？
- Q11. 同一のコンセプト（パッケージデザインや商品の見た目が同じ）の商品で、味違いの商品はまとめて申込できますか？

申込者の要件について

- Q1. 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている者とは？
- Q2. 製造者（加工者）から販売委託されている企業等が応募できますか？
- Q3. 町が地元企業の商品を取りまとめて申し込む場合、申込者を町とすることはできますか？
- Q4. 1年度に何回まで申し込みができますか？

販売条件について

- Q1. 価格設定の考え方を教えてください。
- Q2. 申込商品の規格変更や、販売を中止することはできますか？
- Q3. 販売期間の最初の1ヶ月は商品開発が間に合わないので、2ヶ月間だけ販売することはできますか？

申込書類について

- Q1. 味違い、規格違いの商品は、それぞれについて申込書を提出する必要がありますか？
- Q2. PL 保険には必ず加入しなければいけませんか？
- Q3. 申込商品の販売者と製造者が異なる場合、PL 保険証はどちらが被保険者となっているものを提出すればよいのでしょうか？
- Q4. 食品検査は、何の項目について検査するとよいのでしょうか？
- Q5. 食品検査に要する費用は誰が負担するのですか？
- Q6. 申込の際に添付する食品検査結果は、いつ検査したものでも構いませんか？
- Q7. 添付する食品検査結果は、保健所や食品衛生上の登録検査機関で実施した検査の結果に限定されますか？
- Q8. 味違いの商品は、それぞれについて食品検査結果をする必要がありますか？
- Q9. 冷凍食品については、冷凍状態と加熱後の両方の検査が必要ですか？
- Q10. 食品検査の結果が申込に間に合いませんが、申し込みできますか？

申込商品の要件について

Q1. 「道産品」とは？

北海道どさんこプラザは道内の生産者や食品製造業を支援する場であり、テスト販売制度は、道内食品製造業の方の商品開発・改良に役立てていただくものです。

北海道どさんこプラザにおける「道産品」とは、道内で生産、製造または加工が行われた商品のことをいいます。また、商品の一括表示における「製造者」「加工者」が道内企業である必要があります。

Q2. 「工芸品」とは？

テスト販売制度における「工芸品」とは、道内で制作されている食品以外の商品のことをいいます(例: ペットフード、雑貨、陶器、クリアファイルなど)。

ただし、イベント関連商品、書籍(雑誌含む)、カレンダー等は対象外です(予め販売期間が限られているなど、テスト販売の趣旨に則していないため)。

また、名古屋店、シンガポール店、バンコク店、あべのハルカス店では工芸品の取扱はありませんのでご注意ください。

Q3. 自社の道外工場で製造した商品は販売できますか？

道外工場で製造した商品のお申し込みはできません。

Q4. 道外に製造委託している道産原料 100%の商品は販売できますか？

道産原料 100%でも、道外で製造した商品のお申し込みはできません。

Q5. 一次産品は販売できますか？

商品パッケージや量目など、テスト販売結果に基づき商品改良の余地がある商品の場合は販売できます。

Q6. インターネットショップで販売している商品は申込できますか？

申込時点で、申し込みたい地域の実店舗で未発売または発売後1年以内の商品であれば、申込みできます。

Q7. 過去にどさんこプラザの定番商品として販売していた商品を、他の店舗のテスト販売に申込みできますか？

申込時点で申し込みたい店舗の地域で未発売または発売後1年以内の商品であれば、申込みできます。なお、同一店舗への再応募はできません。

Q8. 過去にテスト販売に申し込んで販売した商品を、再度テスト販売商品として申込みできますか？

店舗からのフィードバックを商品改良に活かしていただき、テスト販売に再チャレンジしていただくことがこの制度の本来の趣旨です。

つきましては、同一商品を再度申込みできるのは次の要件を全て満たした場合に限ります。

- (1) テスト販売期間中に、定番化せずに販売を終了した商品であること。
- (2) 当初販売していた商品に改良を加えたものであること。
(例：味・量目・パッケージなど。軽易な変更を除く。)
- (3) 販売終了から3ヶ月(1四半期)間を空けて申し込むこと。

- 例1 第1四半期(4～6月)に販売 → 第1期(4～6月)で販売終了
→ 商品改良後、第3四半期(10～12月)に再度申込み は OK
- 例2 第1四半期(4～6月)に販売 → 第1期(4～6月)で販売終了
→ 商品改良後、第2四半期(7～9月)に再度申込み は NG
※お客様目線から「売上が好調で継続販売となった」ように見えるため
- 例3 第1四半期(4～6月)に販売 → 第1期(4～6月)で販売終了
→ 商品を改良せずに、第2四半期(7～9月)に再度申込み は NG
※お客様目線から「売上が好調で継続販売となった」ように見えるため
- 例4 第1四半期(4～6月)に販売 → 第2期(7～9月)に継続販売し、定番化
→ 以降、テスト販売として同一商品の申込みは出来ません。
異なる規格や全く新しい商品でまたご利用ください。

Q9. JANコードがない商品は販売できませんか？

JANコードがない商品でも販売可能です。ただし、現在はPOSレジ等で商品管理を行う小売店が多く、特に百貨店での販売はJANコードが必須の場合が多いため、今後販路拡大を希望される場合はJANコードを取得する企業等が増えています。

Q10. 1回につき何品目まで申込みできますか？

1者からの申込み品数は各四半期ごとに、有楽町店、札幌店、シンガポール店、バンコク店、羽田空港店は3品目まで、名古屋店、あべのハルカス店は2品目までです。

Q11. 同一のコンセプト(パッケージデザインや商品の見た目が同じ)の商品で、味違いの商品はまとめて申込できますか？

見た目が同じであっても味違いはそれぞれ別の申込となります。合わせて「申込書類について Q8」をご参照ください。

申込者の要件について

Q1. 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている者とは？

自らが企画・考案した道産品について、他者(道内企業)に製造委託をして商品開発をしている企業等のことです。

テスト販売制度は、店舗からのフィードバックを申込者自らが商品改良に活かせることを申込者の要件としています。

Q2. 製造者(加工者)から販売委託されている企業等が応募できますか？

テスト販売制度は、店舗からのフィードバックを申込者自らが商品改良に活かせることを申込者の要件としているため、販売委託されている企業等が単独で応募することはできません。

この場合は、製造者(加工者)から了承を得た上で、申込書を製造者(加工者)名義でご記入いただき、「連絡担当者」欄に販売委託を受けている企業等の情報を記入していただくこととしています。

Q3. 町が地元企業の商品を取りまとめて申し込む場合、申込者を町とすることはできますか？

テスト販売制度は、販路拡大などに取り組む道内企業等を支援するための制度なので、あくまで申込者は各企業等となります。

もし町が取りまとめをして申込みを希望する場合は「テスト販売制度」ではなく、「マーケティングサポート催事制度」がおすすめです。商品を出品するだけでなく、「地域フェア」という形式で商品の対面販売と観光 PRなどを組み合わせることにより、物販だけでなく観光誘客に繋がるイベントを開催することができます。

マーケティングサポート催事についてはこちらをご覧ください。 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

Q4. 1年度に何回まで申し込みができますか？

1者からの同一店舗への申込回数は1年度(4月～翌3月)に2回までです。

販売条件について

Q1. 価格設定の考え方を教えてください。

テスト販売における販売条件は(1)委託販売 (2)販売手数料国内 18%、海外 30%ですが、売上が好調で定番化した場合は、希望小売価格は変更することなく、原則(1)買取販売 (2)販売手数料 35%程度(あくまで目安です。商品によって異なります。)に条件が変更となります。この際、店舗運営受託者と申込者との間で商談となります。

自社店舗や地元でしか販売していない商品を、テスト販売をきっかけに札幌や道外の店舗に卸して販売する場合は、製造コストや送料などを考慮して改めて価格設定する必要があります。

価格設定の考え方等についてアドバイスを受けたい方は、「マーケティングアドバイザー制度」をご活用ください。

マーケティングアドバイザー制度についてはこちらをご覧ください。 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/adviser.html>

Q2. 申込商品の規格変更や、販売を中止することはできますか？

原則、テスト販売期間中の規格等の変更及び申込者からの申し出による販売中止は認めませんが、原料の高騰などやむを得ない場合については、個々の事情を踏まえて判断しますので、まずは販売店舗にご相談ください。

Q3. 販売期間の最初の1ヶ月は商品開発が間に合わないので、2ヶ月間だけ販売することはできますか？

テスト販売期間の最低3ヶ月間は安定供給が可能な商品を申込みしてください。

申込書類について

Q1. 味違い、規格違いの商品は、それぞれについて申込書を提出する必要がありますか？

味違い、規格違いの商品は、それぞれについて申込書を提出してください。

Q2. PL 保険には必ず加入しなければいけませんか？

PL 保険(同種の賠償責任保険でも可)の加入は、食品・工芸品ともに出品の必須条件としています。また、テスト販売期間中に契約期間が切れる場合は、契約更新の手続きをお願いいたします。

PL 保険は損害保険会社のほか、商工会議所や商工会等でも加入することができます。

Q3. 申込商品の販売者と製造者が異なる場合、PL 保険証はどちらが被保険者となっているものを提出すればよいのでしょうか？

原則、「申込商品の販売者が被保険者となっているもの」及び「申込商品の製造者が被保険者となっているもの」両方を提出してください。

販売者が PL 保険に加入していない場合でも、製造者が被保険者となっているものは必ず提出してください。

Q4. 食品検査は、何の項目について検査するとよいのでしょうか？

食品検査については、食品衛生法に基づく規格基準や自社で定める基準に基づき日常的に行っているもので差し支えありません。

検査項目についてお困りの際は、申込書類一覧下<参考>のリンク先をご参照ください。

なお、いずれの検査項目にも該当しない食品の場合は、検査は不要です。

Q5. 食品検査に要する費用は誰が負担するのですか？

食品検査に要する費用は申込者の負担になります。料金は検査機関や検査項目ごとに異なりますので、依頼する検査機関にお問い合わせください。

Q6. 申込の際に添付する食品検査結果は、いつ検査したものでも構いませんか？

申込日の6ヶ月以内に検査した結果を添付してください。羽田空港店の場合は、有楽町店の申込みの際に添付したものを送ってください。

Q7. 添付する食品検査結果は、保健所や食品衛生上の登録検査機関で実施した検査の結果に限定されますか？

定められた検査項目を満たしていれば、登録検査機関でなく民間企業等や自社による検査結果でも差し支えありません。

Q8. 味違いの商品は、それぞれについて食品検査結果をする必要がありますか？

味違いの商品は、製造工程及び使用食材等が完全に同一ではないことから、それぞれについて食品検査を行い、結果を提出してください。

Q9. 冷凍食品については、冷凍状態と加熱後の両方の検査が必要ですか？

食品衛生上の規格基準は流通状態での基準であるため、冷凍状態の検査結果が必要です。

Q10. 食品検査の結果が申込に間に合いませんが、申し込みできますか？

結果の提出時期が見通せない場合は来期にお申し込みください。ただし、×切日の属する月の月末までに結果を提出できる場合は申込できます。申込の際に振興局に提出予定日を伝え、結果が出たらすぐにご提出ください。